

## 毎月もらっている給与明細（給与支給明細書）を ちゃんと見ていますか？ パート②

**基本給**：基本となる賃金です。ボーナスの月数もこの金額で計算されます。  
賃金規程では「社員の基本給は第10条の初任給をもって適用する」と定められています。

**超過勤務手当**：超過勤務をした際に支給される手当です。  
詳しくは「割増時間」で説明します。

**夜勤手当**：深夜帯（22:00～翌日 5:00）に勤務した際に支給される手当です。

**割増時間**：超過勤務や夜勤等をした際に適用される区分です。

A単価：1時間あたり賃金額に100分の100を乗じたもの

B単価：1時間あたり賃金額に100分の130を乗じたもの  
（主に超勤をした際に適用されます。）

C単価：1時間あたり賃金額に100分の135を乗じたもの  
（主に休日出勤等に代務をした際に適用されます。）

D単価：1時間あたり賃金額に100分の35を乗じたもの  
（主に夜勤手当に適用されます。）

E単価：1時間あたり賃金額に100分の150を乗じたもの

**旅費（交通費）**：出張や研修の際に発生した交通費等です。

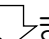
**給与外支給額**：主に旅費（交通費）の事です。

※この他に通勤手当（定期券等）、住宅手当（持家の社員や賃貸の社員が対象）、  
調整手当（主に中途採用の社員に支給）などがあります。

明細の内容を見てみましたが、一番大事なのは基本給額の向上です。基本給額が上  
がらなければ、超勤をどれだけやって頑張ってもボーナスは上がりません。

( ; ω ; )ウッ… **この現実を変えていくべく、**

**JR東労組に加入して会社に皆さんの声をぶつけて行きましょう！**

今後も定期的に寄せられた質問にお答えしていきます。  
質問や意見は、こちら  まで

[JR東労組お問い合わせフォームはこちら！](#)

